

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月11日

【発行者名】 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
(UBS (Lux) Equity SICAV)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マイケル・ケール (Michael Kehl)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F.ケネディ通り
33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
- エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)
- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)
- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)
- US トータル・イールド(米ドル)
(UBS (Lux) Equity SICAV
- Emerging Markets High Dividend (USD)
- European High Dividend (EUR)
- European Opportunity Unconstrained (EUR)
- US Total Yield (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル) P - a c c 投資証券

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル・ヘッジ) P - a c c 投資証券

US トータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

7億9,710万米ドル(約822億円)

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

13億6,840万ユーロ(約1,573億円)

クラス(米ドル) P - a c c 投資証券

11億4,970万米ドル(約1,186億円)

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

18億5,170万ユーロ(約2,129億円)

クラス(米ドル・ヘッジ) P - a c c 投資証券

13億5,860万米ドル(約1,402億円)

US トータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

14億6,240万米ドル(約1,509億円)

(注)米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、平成28年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値(1米ドル=103.18円および1ユーロ=114.95円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月15日に提出した有価証券届出書(平成28年12月22日、平成29年2月28日、平成29年3月31日および平成29年4月11日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」という。)について、平成29年6月29日付で、投資運用会社の変更、投資制限および投資リスク等に関する事項等が修正され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(2) 外国投資証券の形態等

<訂正前>

(前略)

(注3) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建てのクラス投資証券については、会計通貨で計算されるサブ・ファンドの純資産価額をその他の通貨建ての投資証券クラスの純資産価額に対してヘッジするため、外国為替取引および為替先渡取引が行われる。

投資証券クラスの純資産総額を会計通貨の為替変動に対して完全にヘッジすることは不可能であるが、投資証券クラスの対応する通貨に対する会計通貨の為替ヘッジを純資産価額の90%から110%に確保することを目的とする。ただし、ポートフォリオのヘッジ部分の価額ならびに参照通貨建てではない投資証券の購入注文および買戻注文の量の変動により、上記の制限を一時的に超える水準の為替ヘッジとなる場合がある。本投資法人および投資運用会社は、ヘッジを上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注3) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建てのクラス投資証券については、サブ・ファンドの基準通貨に対して当該クラス投資証券の参照通貨建ての価格が変動するリスクに対し、為替取引を行う。為替取引の金額は、原則として、基準通貨以外の通貨建ての投資証券クラスの純資産価額の95%から105%の間に定められている。ポートフォリオの時価ならびに基準通貨建てではない投資証券の購入および買戻しの変動により、為替取引が一時的に上記の制限を超える場合がある。本投資法人および投資運用会社は、ヘッジを上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じる。上記の為替取引は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えない。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

<訂正前>

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

(中略)

本投資法人は、法主体を構成する。投資主との関係において、各サブ・ファンドは、独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債のみを相殺するために使用することができる。

本投資法人は、随時、既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドが設定される度に更新される。

(後略)

<訂正後>

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

(中略)

本投資法人は、法主体を構成する。投資主との関係において、各サブ・ファンドは、独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスの為替ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

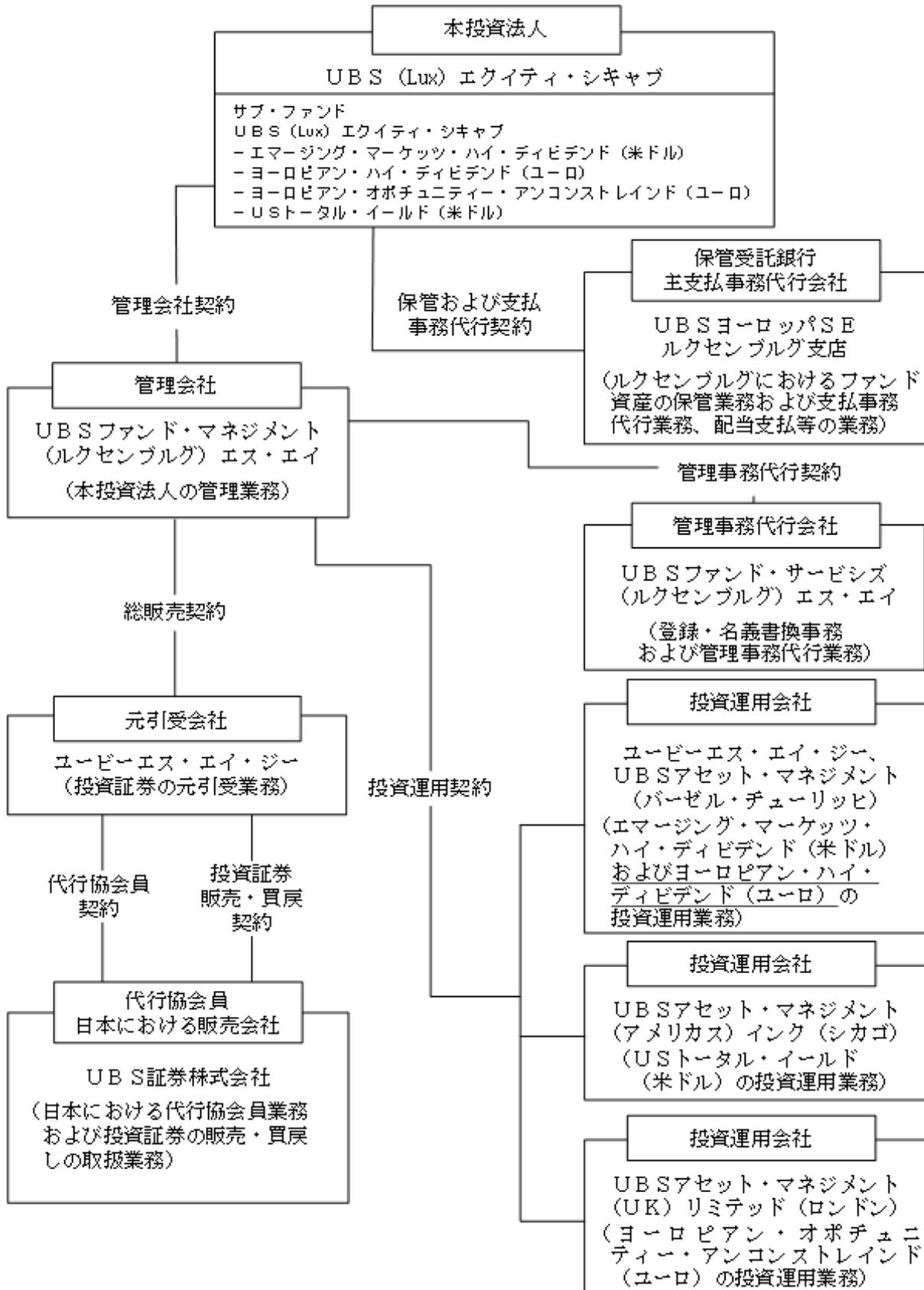
本投資法人は、随時、既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドが設定される度に更新される。

(後略)

(3) 外国投資法人の仕組み

<訂正前>

a. ファンドの仕組み



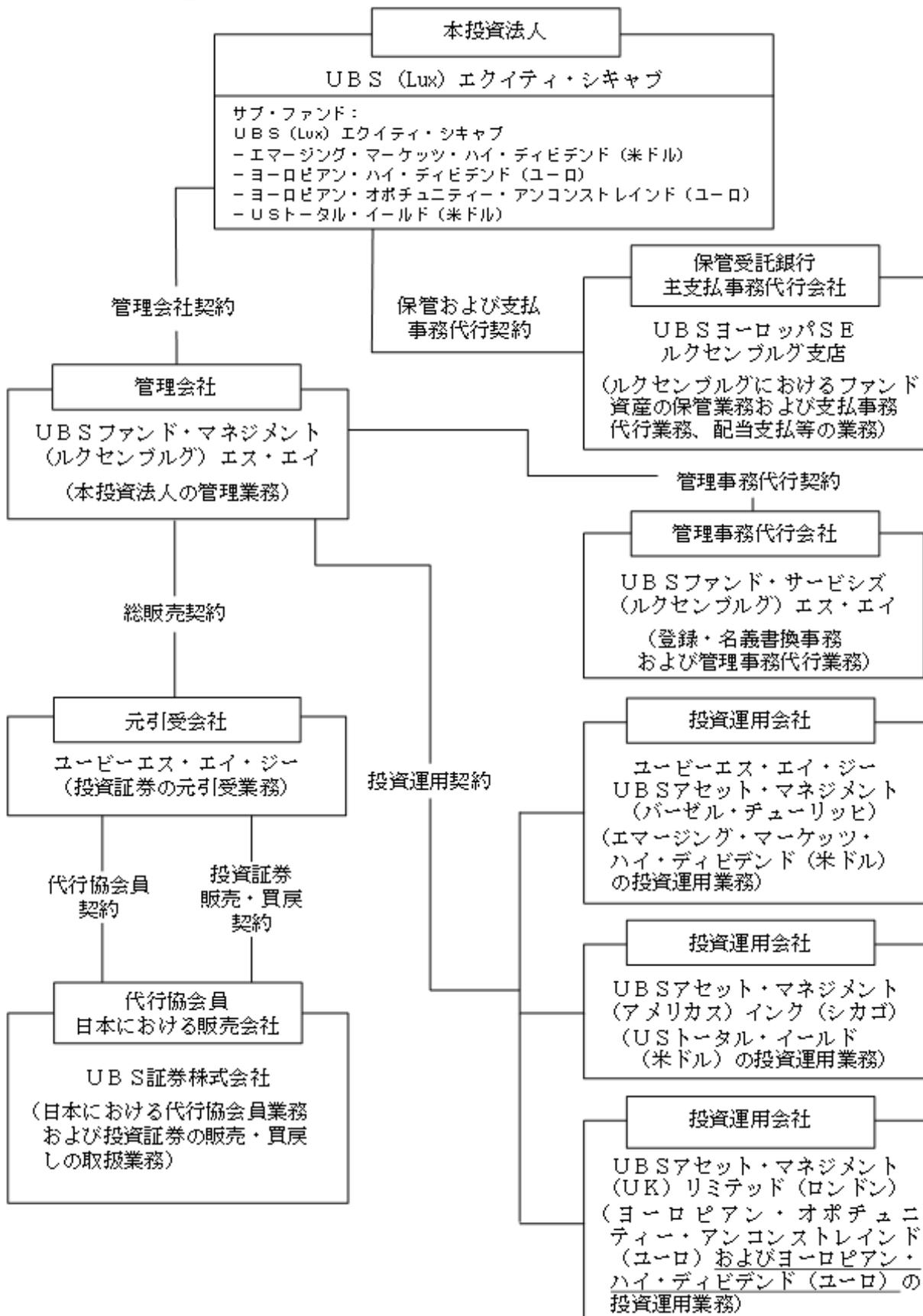
b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ユービーエス・エイ・ジー、 UBS アセット・マネジメント (バーゼル・チューリッヒ) (UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zurich)	投資運用会社	2004年9月27日付および2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約(注4)を締結。エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)およびヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク(シカゴ) (UBS Asset Management (Americas) Inc., Chicago)	投資運用会社	2013年2月15日付で本投資法人との間で投資運用契約(注4)を締結。USTotal・イールド(米ドル)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメント (UK) リミテッド(ロンドン) (UBS Asset Management (UK) Ltd., London)	投資運用会社	本投資法人との間で投資運用契約(2010年4月14日付効力発生、改正済)(注4)を締結。ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

(後略)

<訂正後>

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ユービーエス・エイ・ジー、 UBSアセット・マネジメント (バーゼル・チューリッヒ) (UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zurich)	投資運用会社	2004年9月27日付および2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約(注4)を締結。エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント (アメリカス)インク(シカゴ) (UBS Asset Management (Americas) Inc., Chicago)	投資運用会社	2013年2月15日付で本投資法人との間で投資運用契約(注4)を締結。USTotal・イールド(米ドル)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント (UK)リミテッド(ロンドン) (UBS Asset Management (UK) Ltd., London)	投資運用会社	本投資法人との間で投資運用契約(2010年4月14日付効力発生、改正済)(注4)を締結。ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)およびヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

(後略)

2 投資方針

(4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

本投資法人は、かかる技法および手段がC S S Fの定める条件および制限に従った効率的なポートフォリオ管理(以下「技法」という。)のために使用されることを条件に、有価証券および短期金融商品を特色とした技法および手段を用いる権利を与られている。かかる取引が派生商品の使用に関わる場合には、条件および制限は2010年法の規定に合致しなければならない。かかる技法および手段の利用は、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

本投資法人はいかなる場合であってもこれらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、かかる技法の利用により該当するサブ・ファンドのリスク水準が、本来のリスク水準(つまり当該技法を利用しなかった場合)に比べて著しく上昇してはならない。

かかる技法の利用に付随するリスクは、基本的に派生商品の利用に関わるリスク(特に取引相手方リスク)と同様である。したがって、「3 投資リスク、a. リスク要因、派生商品の利用に伴うリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、自身または自身が任命したサービス提供会社のうち一社が、リスク管理手続の一環として、取引相手方リスクを中心に、当該技法の利用を通じて発生したリスクの監視および管理を確実に行う。本投資法人および管理会社の関連会社との取引から生じた潜在的利益相反の監視は、主に、定期的な契約の見直しおよび手順の対応により実施する。

本投資法人はまた、いつでもポートフォリオの効率的運用のためにかかる技法および手段を利用する枠組み内で締結した契約を取り消すか、またはそれぞれの取引相手方に譲渡した有価証券および/もしくは流動性のある資金を本投資法人が回収できることを確保する。さらに、かかる流動性のある資金に、回収時点までに発生した利息が含まれる場合がある。

さらに、本投資法人は、当該技法および手段の利用に関わらず、投資者の買戻注文をいつでも処理することを確保する。

本投資法人は、ポートフォリオの効率的な運用のための技法および手段の使用の枠組みにおいて、第三者に組入証券の一部を貸し付けることもできる(以下「証券の貸付」という。)。一般に、クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券の貸付が認められる。

証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「3 投資リスク、a. リスク要因、担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に従い適用される。「担保の運用」の項の例外規定として、金融セクターから取得する株式は、証券貸付の枠組みの範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。かかる直接および間接報酬ならびにその他の直接および間接報酬の受領者、個々の報酬金額と共に報酬受領者が本投資法人の関係会社であるか否かについての調査結果は、本投資法人、管理会社および/または保管受託銀行により各年次報告書または半期報告書に記載される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、証券貸付取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

(中略)

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)が使用している格付基準を指している。S&P、ムーディーズ(Moody's)およびフィッチ(Fitch)も、これに相当するそれぞれの基準を利用している。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

* * これらの州が発行する無格付の銘柄も、認められる。これらの銘柄に対しては、ヘアカットは適用されない。

本投資法人はまた、サブ・ファンドのために、販売/購入した証券を設定時間内に(より高い)価格で買い戻す/売り戻すことに合意した場合、証券の販売/購入を含む買戻取引(買戻契約または逆買戻契約)を締結することができる。

買戻契約は以下の条件に従うものとする。

- 取引相手方が当該種類の取引を専門とする一流金融機関の場合に限り、証券を買戻契約に基づいてのみ販売/購入することができる。
- 買戻契約の存続期間中、購入した証券はかかる証券を買い戻す権利が行使されるかまたは買戻し期間が満了するまでは、売却することができない。
- 金融派生商品の裏付資産となる証券、貸し付けられている証券または逆買戻契約の条件に基づき取得された条件は、逆買戻契約の条件に基づき売却することができない。

<訂正後>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。かかる技法および商品の利用は、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である(「証券貸付」)。一般に、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券貸付が認められる。

証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「3 投資リスク、a. リスク要因、担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に従い適用される。「担保の運用」の項の例外規定として、金融セクターから取得する株式は、証券貸付の枠組みの範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、証券貸付取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

(中略)

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)が使用している格付基準を指している。S&P、ムーディーズ(Moody's)およびフィッチ(Fitch)も、これに相当するそれぞれの基準を利用している。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの州が発行する無格付の銘柄も、認められる。これらの銘柄に対しては、ヘアカットは適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

() レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付(もしくはこれに相当する格付)に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。

() 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。

() 本投資法人がリバースレポ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額(リコールの実施時までに発生する利息を含む。)のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。

() 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。

() レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。

() 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益(直接および間接の運営コスト/費用控除後)は、該当するサブ・ファンドに返却される。

() 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準(すなわち、これらの技法を利用しない場合)から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク 効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

(中略)

SSE株式の実質的所有者

ストック・コネクトは、サブ・ファンド等の香港および海外の投資家がSSEに上場される中国A株(以下「SSE株式」という。)および/またはSZSEに上場される中国A株(以下「SZSE株式」という。)を取得し、かつ、保有することのできる「ノースバウンド」リンクおよび中国本土の投資家が香港証券取引所(以下「SEHK」という。)に上場される株式を取得し、かつ、保有することのできる「サウスバウンド」リンクから構成される。サブ・ファンドは、本投資法人の副保管人と関係があり、SEHKにおいて認められるそのブローカーを通じてSSE株式および/またはSZSE株式を取引する。ブローカーまたは保管銀行(清算代理人)が清算を行った後、これらのSSE株式またはSZSE株式は、香港の中央証券保管機関兼名義人である香港中央結算有限公司(以下「HKSCC」という。)により維持される香港中央清算決済システム(以下「CCASS」という。)の口座において保有されるものとする。次に、HKSCCは、中国本土の中央証券保管機関である中国証券預託振替機構にその名義で登録される「単独名義人総合証券勘定」において参加者全員のSSE株式および/またはSZSE株式を保有する。

(中略)

派生商品の利用

「(4)投資制限 2. リスク分散」に規定される制限を遵守する一方、本投資法人は、各サブ・ファンドにつき金融派生商品を活用することができる。金融派生商品とは、その他の金融商品(つまり原資産)から価値を派生する商品である。

派生商品は、条件付の場合と無条件の場合とがある。条件付派生商品(条件付請求権)は、合法的取引の当事者に金融派生商品(オプション等)を利用する権利(義務ではない。)を付与するものである。無条件派生商品(先物)は、両当事者に対して、契約書に規定される特定の時点において支払を行う業務の履行を義務付けるものである(先渡し、先物、スワップ等)。

派生商品は、取引所で取引されるもの(上場派生商品)に加え、店頭で取引されるもの(店頭派生商品)がある。取引所で取引される金融派生商品(先物等)の場合、取引所自身も各取引の当事者となる。かかる取引は、清算機関(清算代理人)を通じて清算および決済される。店頭派生商品(先渡しおよびスワップ等)は当事者により直接締結されるが、上場派生商品は仲介人を利用して締結される。

第三者のデフォルト(債務不履行)リスクを回避するため、デリバティブ取引(クレジット・デリバティブ等)が用いられる場合がある。このため、当事者はクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)を行う場合がある。この場合、売り手は、第三者のデフォルト(債務不履行)に関する買い手の損失を補償し、その見返りとして、買い手から手数料を受け取る。補償は、指定された有価証券の交付または現金での支払いにより行われる。この種のデリバティブ取引は保険に類似しており、サブ・ファンドは買い手としても売り手としても締結をすることができる。サブ・ファンドは、(買い手の観点から)リスク回避のため、または、(売り手の観点から)投資のため、クレジット・デリバティブを利用する可能性がある。2014年から、CDSはセントラル・クリアリング・ハウスにおいて決済が行われている。

派生商品の利用に伴うリスク

派生商品への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、上記リスクの性質は、派生商品の特性により変化することがあり、時として原資産への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、派生商品の利用は原資産についての理解のみならず、派生商品自体についてのより深い知識が求められる。

派生商品に関する信用リスクとは、一当事者が特定または複数の契約に基づく支払義務を履行しなくなる(または履行できない)リスクである。証券取引所で売買されている派生商品の信用リスクは、市場で売買されている各派生商品の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般論として公開市場で取引されている店頭派生商品のリスクに比べて低い(上記参照のこと。)。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算人が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される(下記参照のこと。)。かかる決済保証のない派生商品を除き、通常、その不履行リスクは、「(4)投資制限 2. リスク分散」の項に記載される投資制限により限定される。原資産の引渡しまたは交換(オプション、先渡し、クレジット・デフォルト・スワップ等)とは違い、双方の支払義務の差額(金利スワップ、トータル・リターン・スワップ等)を負担する場合でも、取引相手方による債務不履行時に投資法人が負う潜在的損失は、かかる差額分に限定される。

信用リスクは担保の設定により軽減される。証券取引所で派生商品を取引する場合、参加者は流動性のある資金により清算代理人に担保を預託しなければならない(当初証拠金)。清算代理人は、各参加者の持高を評価(および、適切な場合、決済)すると共に、残存する担保を日次ベースで再評価する。担保の価値が一定の基準(維持証拠金額)を下回る場合、当該参加者は、追加の担保(変動証拠金)を支払うことで元の水準までその評価額を引き上げることを清算代理人により要求される。また、店頭派生商品に関する信用リスクは、各取引相手方の提供する担保(下記参照のこと。)、当該取引相手方との間で締結された異なる派生商品の持高による相殺に加え、取引相手方の選択を慎重に吟味することにより、低減される場合がある(「(4)投資制限 1. 本投資法人が可能な投資」の1.1 g) 4項を参照のこと。)。

一部の商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合(公開市場の店頭で取引される派生商品の多くはそうであるといえる。)、一部の場合に、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、またはこれによって上昇した価格でしかポジションを処分することが不可能なことがある。

派生商品の利用に伴うその他のリスクとしては、派生商品の価格の評価または決定の不正確さがある。派生商品が原資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。派生商品は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手に関連する支払要求額がより大きくなり、各サブ・ファンドに損失が発生する結果となる。

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク(VaR)・アプローチやコミットメント・アプローチにより行なわれる。リスク管理手続はまた、(ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する)CSF通達14/592に従い、担保の運用(下記「担保の運用」の項参照のこと。)およびポートフォリオの効率的運用のための技法および手段((4)投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段)の項参照のこと。)の範囲内で適用される。

(中略)

担保の運用

(中略)

証券の貸付による担保に対して適用されるヘアカットは、適用ある場合、「(4)投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に記載される。

(中略)

流動性のある資金として預託される担保は、本投資法人が投資することができる。投資対象は、「(4)投資制限 1.本投資法人が可能な投資」1.1 f)に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、「(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定される買戻取引(当該取引の相手方が、「1.本投資法人が可能な投資」1.1 f)に規定される金融機関であり、かつ、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額(発生済利息を含む。)の返還を請求する権利を有することを条件とする。)、およびCESRガイドライン10-049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

(後略)

<訂正後>

a. リスク要因

(中略)

SS E株式/SZSE株式の実質的所有者

ストック・コネクトは、サブ・ファンド等の香港および海外の投資家がSS Eに上場される中国A株(以下「SS E株式」という。)および/またはSZSEに上場される中国A株(以下「SZSE株式」という。)を取得し、かつ、保有することのできる「ノースバウンド」リンクおよび中国本土の投資家が香港証券取引所(以下「SEHK」という。)に上場される株式を取得し、かつ、保有することのできる「サウスバウンド」リンクから構成される。サブ・ファンドは、本投資法人の副保管人と関係があり、SEHKにおいて認められるそのブローカーを通じてSS E株式および/またはSZSE株式を取引する。ブローカーまたは保管銀行(清算代理人)が清算を行った後、これらのSS E株式またはSZSE株式は、香港の中央証券保管機関兼名義人である香港中央結算有限公司(以下「HKSCC」という。)により維持される香港中央清算決済システム(以下「CCASS」という。)の口座において保有されるものとする。次に、HKSCCは、中国本土の中央証券保管機関である中国証券預託振替機構にその名義で登録される「単独名義人総合証券勘定」において参加者全員のSS E株式および/またはSZSE株式を保有する。

(中略)

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、上記リスクの性質は、金融派生商品取引の特性により、時として原資産への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、金融派生商品取引の利用は原資産についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

証券取引所で売買されている金融派生商品取引の不履行リスクは、市場で売買されている各金融派生商品取引の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般論として公開市場で取引されている店頭派生商品のリスクに比べて低い。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算人が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、本投資法人は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合(公開市場の店頭で取引される金融派生

商品取引の多くはそうであるといえる。)、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、またはこれによって上昇した費用でしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に伴う追加的なリスクとしては、金融派生商品取引の価格の評価または決定の不正確さがある。金融派生商品取引が原資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手に関連する支払要求額がより大きくなり、本投資法人に損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、本投資法人による金融派生商品取引の利用が、必ずしも本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産(通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。)に関連してスワップ契約(トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。)を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か(例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス)と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か(例えば、合意された料率による支払い)を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる(その逆の交換を行うこともできる)。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス(キャップの場合)またはマイナス(フロアの場合)の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュフローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュフロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ(ボラティリティ・スワップ)といい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。) またはバリエーション(ボラティリティの2乗)に対応しているスワップ(バリエーション・スワップ)といい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対す

る直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。)を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する(または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する)場合、サブ・ファンドのために、必要要件(最低信用格付要件を含む(該当ある場合。))を満たす機関との間でしか、締結することができない。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料(プレミアム)を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況(一日の値幅制限の適用を含む。)次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4) 投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および/またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失(証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4) 投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減(ヘッジ)または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針(4) 投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法(担保の運用を含む。)が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引
のエクスポージャー(いずれの場合も、純資産価額に対する割合)は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約/リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)	0% - 10%	50%	0%	100%	0% - 50%	100%
ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)	0% - 200%	300%	0%	100%	0% - 50%	100%
USトータル・イールド(米ドル)	0% - 10%	50%	0%	100%	0% - 50%	100%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク(VaR)・アプローチやコミットメント・アプローチにより行なわれる。リスク管理手続はまた、(ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する)CSSF通達14/592に従い、担保の運用(下記「担保の運用」の項参照のこと。)およびポートフォリオの効率的運用のための技法および手段((4)投資制限 5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品)の項参照のこと。)の範囲内で適用される。

(中略)

担保の運用

(中略)

証券の貸付による担保に対して適用されるヘアカットは、適用ある場合、「(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に記載される。

(中略)

流動性のある資金として預託される担保は、本投資法人が投資することができる。投資対象は、「(4)投資制限 1.本投資法人が可能な投資」1.1 f)に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、「(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に規定される買戻取引(当該取引の相手方が、「1.本投資法人が可能な投資」1.1 f)に規定される金融機関であり、かつ、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額(発生済利息を含む。)の返還を請求する権利を有することを条件とする。)、およびCESRガイドライン10-049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

(後略)

第3 外国投資証券事務の概要

(3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

<訂正前>

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国国民または米国居住者ならびに / または所得および / もしくは収益が出生地にかかわらず米国の所得税の対象となるその他の自然人または法人に対して、それぞれ1933年米国証券取引法(改正済)レギュレーションSおよび / または米国商品取引法(改正済)に基づいて米国人として認められる者と同様に、募集、譲渡または交付が行われない。

<訂正後>

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

() 1986年米国内国歳入法(改正済)第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人

() 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人(連邦規則集第17編第230.902(k)条)

() 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者(連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条)

() 1940年米国投資顧問法(改正済)ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者

() 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会長	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
マイケル・ケール (Michael Kehl)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	ユービーエス・ファンド・マネジ メント(スイス)エイ・ジー、バー ゼル マネージング・ディレクター	該当なし
<u>カイ・ギャメルイン</u> (<u>Kai Gammel</u> <u>in</u>)	<u>取締役会役員</u> (<u>メンバー・オブ・</u> <u>ザ・ボード</u>)	<u>ユービーエス・エイ・ジー、バー</u> <u>ゼル・アンド・チューリッヒ</u> <u>エグゼクティブ・ディレクター</u>	<u>該当なし</u>

(後略)

<訂正後>

(2017年6月29日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会長	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
マイケル・ケール (Michael Kehl)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	ユービーエス・ファンド・マネジ メント(スイス)エイ・ジー、バー ゼル マネージング・ディレクター	該当なし

(後略)

第3 管理及び運営

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

< 訂正前 >

(前略)

(f) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

< 訂正後 >

(前略)

(f) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、もしくは各販売国で法的に要求される場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

第4 関係法人の状況

(4) 役員の状況

<訂正前>

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2016年9月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・シュラター (Andreas Schlatter)	チェアマン	キュッティゲン、スイス、イン ディペンデント・ディレクター、 数学者(博士)	該当なし
マーティン・トメン (Martin Thommen)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オ ブ・ディレクター ズ	ユービーエス・エイ・ジー、バー ゼル・アンド・チューリッヒ、マ ネージング・ディレクター	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オ ブ・ディレクター ズ	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ、 ルクセンブルグ、マネージング・ ディレクター	該当なし

(後略)

<訂正後>

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2017年6月29日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・シュラター (Andreas Schlatter)	チェアマン	キュッティゲン、スイス、イン ディペンデント・ディレクター、 数学者(博士)	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オ ブ・ディレクター ズ	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ、 ルクセンブルグ、マネージング・ ディレクター	該当なし

(後略)